

「社会福祉住居施設及び生活保護受給者の日常生活支援の在り方に関する検討会」への会長声明

公益社団法人埼玉県社会福祉士会(以下、「本会」という)は社会福祉士の職能団体として、貧困問題や健康で文化的な住まいの在り方について取り組んできました。

現在、厚生労働省は、社会福祉法第2条第3項第8号に基づくいわゆる「無料低額宿泊所」における最低基準等の検討の為、「社会福祉住居施設及び生活保護受給者の日常生活支援の在り方に関する検討会」(以下、「検討会」という)を開催しています。

現時点では、有識者や無料低額宿泊所運営事業者を含む構成員等により設備・運営等の最低基準を満たす無料低額宿泊所である「社会福祉住居施設」について、検討が進められています。そして第2回検討会では「天井部分が常時開口し、既存の1居室をベニヤ板等で単に間仕切るのみ」のいわゆる「簡易個室」や居室面積等について議論がされました。

この「簡易個室」や、現時点の検討会の「在り方」は、生存権保障や人間らしい住まいの確保の観点から、権利侵害に直結しかねない重大な問題を内包しています。本会は社会福祉士の職能団体として、このような実情を看過できない為、厚生労働省に対し、以下3点について会長声明を発します。

1 「簡易個室」は当事者の権利侵害に直結する住環境であり、早急な解消・廃止が必要です

「社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で宿泊所を利用させる事業を行う施設の設備及び運営について(厚生労働省社会・援護局長通知)」においては、諸般の改正を経つつも「設備基準」として「居室は、原則として、個室」としており、いわゆる「簡易個室」という類型はありません。

この「簡易個室」に対し、同検討会で厚生労働省側よりその解消に向け一定の見解が示された姿勢を評価しつつ、本会は、プライバシー確保が極めて困難であることが明白な「簡易個室」は、現に入居を余儀なくされている当事者の権利侵害に直結する住環境であり、その解消は急務であると考えます。

さて、2018年12月30日に東京都町田市内のNPO運営のアパートにおいて入居者間の殺人事件が発生し、現場の住環境について「1部屋に4人が同居していた」と各マスメディアが報道しました。仮にこの報道が事実であったとすれば、「1部屋に4人が同居」という住環境へ入居を余儀なくされていた当事者にとって、日々の生活上のプライバシー確保が極めて困難であった点は明白です。当事者の心身へ日々与えていた影響の大きさについて、私たち社会福祉士は、社会福祉専門職として重大な懸念を抱いています。

何より「1居室に4人を同居させる形態」・「簡易個室」を運営する無料低額宿泊所における、低劣な住環境の早急な解消・廃止が必要です。

2 「簡易個室」廃止に向け、「具体的スケジュール・段階の明示」を求めます

本来、無料低額宿泊所は「あくまで、一時的な居所の場」です。そこで、第2回検討会において示された厚生労働省案の方向性では、「間仕切りが天井まで達していないなど『個室』の要件を満たさない居室

については、段階的に解消を図っていくこととしてはどうか」、また現存する「簡易個室」については、「一定の条件を付した上で使用を認める経過措置を設けてはどうか」としています。

しかしながら厚生労働省案において、「簡易個室」廃止に向けた「具体的スケジュール・段階」は一切示されておらず、極めて不十分です。

現に「簡易個室」に入居を余儀なくされている当事者への転居支援はもちろん、最低基準として到底容認することのできない「簡易個室」廃止に向け、スケジュール・段階の明示と、無料低額宿泊所運営事業者による「簡易個室」への入所勧誘行為の禁止を含め、それら支援の枠組みを具体的に示すことが不可欠です。

3 当事者の意見・見解等の反映がなされるよう求めます

日本国憲法第 25 条に規定された「生存権」は国家責任において保障されなければなりません。特に住環境は、健康で文化的な生活保障における最重要基盤であり、生活に大きく影響を与える根幹といえます。

しかしながら少なくとも現時点で、無料低額宿泊所に入居を余儀なくされている当事者が検討会構成員となっていません。昨今、報道により顕在化しつつある無料低額宿泊所の「簡易個室」問題等に関し、当事者が意見・見解等を示す機会を確保するとともに当事者の「声」を、最優先に反映するよう求めます。

ここに厚生労働省に対し、健康で文化的な住まいの在り方を検討するに当たって、「簡易個室」廃止とともに「当事者の意見・見解等」を最優先に反映させるよう、上記 3 点を求める会長声明を致します。

2019 年 2 月 7 日

公益社団法人埼玉県社会福祉士会

会長 本橋 朝子